

第二十六回国会  
衆議院

社会労働委員会議録第三十九号

昭和三十一年四月十六日(火曜日)

午前十一時四十五分開議

出席委員

委員長 藤本 捨助君

理事大坪 保雄君 理事大橋 武夫君

理事龜山 孝一君 理事中川 俊思君

理事野澤 清人君 理事八木 一男君

植村 武一君 越智 茂君

加藤常太郎君 小島 徹三君

小林 郁君 田子 一民君

田中 正巳君 中村三之丞君

中山 マサ君 西村 直己君

八田 貞義君 山下 春江君

岡本 隆一君 五島 虎雄君

滝井 義高君 堂森 芳夫君

出席政府委員

厚生政務次官 中垣 國男君

厚生事務官 (医務局長) 小澤 龍君

厚生事務官 (社会局長) 安田 巖君

厚生事務官(引揚事務局長) 田邊 繁雄君

労働政務次官 伊能 芳雄君

労働事務官(大臣官房総務課長) 村上 茂利君

労働事務官(大臣官房会計課長) 松永 正男君

労働事務官(労働基準局長) 百田 正弘君

労働事務官(職業安定局長) 江下 孝君

委員外の出席者

大蔵事務官(主税局税制第一課長) 塩崎 潤君

労働事務官(労働基準局長) 三治 重信君

補償部長

三治 重信君

労働事務官職  
業安定局 失業 阿部 泰治君  
保険課長  
専門員 川井 章知君

四月十六日

委員中山マサ君辞任につき、その補

欠として世耕弘一君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員世耕弘一君辞任につき、その補

欠として中山マサ君が議長の名で

委員に選任された。

本日の会議に付した案件

労働福祉事業団法案(内閣提出第一

一四号)

引揚者給付金等支給法案(内閣提出

第一一五号)

○藤本委員長 これより会議を開きま

す。

引揚者給付金等支給法案を議題と

し、審査を進めます。本案についての

質疑はすでに終了いたしました。

ただいま委員長の手元に自由民主党

及び社会党共同提案の本案に対する修

正案が提出されております。まず趣

旨の説明を聴取いたします。野澤清人

君。

○野澤委員

引揚者給付金等支給法案に対す

る修正案

引揚者給付金等支給法案の一部を

次のように修正する。

第二条第一項第四号中「引き揚げ

たもの」の下に「及び当該引き続き外

地に残留することを余儀なくされた

者のうち、日本国との平和条約第十

一条に定める裁判により拘禁された

者で、同日前に本邦に引き揚げ、

かつ、引き続き当該裁判により同日

以後にわたつて拘禁されたもの」を

加える。

ただいま朗読いたしました自由民主

党及び日本社会党共同提案にかかる修

正案の趣旨について御説明申し上げま

す。

この法案によれば、日本国との平和

条約第十一条に定める裁判により、い

わゆる戦争受刑者として外地で拘禁さ

れた者で昭和二十七年四月二十九日の

講和条約発効後に本邦に引き揚げてき

た者は、第二条第一項第四号において

本法の対象となつておるのであります

が、同様の事情にあつた人々で、講和

条約発効前に引き揚げ、そのまま戦争

受刑者として果敢刑務所に引き続き拘

禁された者は、その長く拘禁状態に

あつた実情においては講和条約発効後

に引き揚げてきた者と少しも異なるこ

ころがないのであります。よつて、今

回これらの人々をも第二条第一項第四

号の引揚者に含めることとして、本法

の対象として処遇いたせようとするも

のであります。

○藤本委員長 以上で説明は終了しま

す。

ただいまの修正案に対する予算等の

関係について、政府に御意見があれば

の際に引き続き外地に六カ月以上生活

の本拠を有した者で、やむを得ず本邦

に引き揚げた者、及び講和条約発効後

もなお引き続き外地に残留することを

余儀なくされた者に限るべきであつ

て、その範囲を拡大することは本法の

趣旨及び諸般の事情にかんがみ、極力

避くべきものと考えておりますが、本

委員会における修正の趣旨を尊重いた

しまして、善処することになつたと

存じます。

○藤本委員長 ただいまの修正案につ

いての御発言はございませんか。

○山下(審)委員 私の不在中にこの修

正案が決定いたしましたので、この修

正案に反対とか賛成とかということど

うありませんが、この法案が通過するに

當つて意見を具申しておきたいと思

います。

引揚という文字がかぶせられてい

る以上、こゝ取り扱ひよりほかに方法が

なかつたのであらうと思ひます。けれ

ども、しかしながら他の援護法及び恩給

法等におきましては、内地で戦闘行為

に参加し、もしくはその戦闘の被害を

受けた者に対しては、われわれはあ

ら限り広範囲に救済して参つたのであ

ります。ところがこの十一条に定めら

れた裁判を受けた人に限り、内地で裁

判を受けた者は長く果敢に拘禁され

てもそれに該当しない、ということ

は、法律論からいへば該当させるとい

うことが間違ひかも知れませんが、

も、実情からいへばそれが除外される

ことはきわめて妥当でないと感ずるも

のであります。この修正によつて除外

されました四百名余りの人たちは、今

後いかなる機会に、いかなる名目も

もつてこれを救済しようとするもので

あるか。私はそれはよくわかりませ

が、いずれにいたしましても、今、政

府からの御言明のあつた際限なく範囲

を拡大して考えようとするもの、考

え方には賛成できないということは、わ

れわれも同感でありますけれども、同

じ範疇に入る千名余りときまつてお

るこの人の中から、特に引き揚げない

という理由をもつて除外されることは

きつめて不当な措置であると思ひま

す。そこでこの除外された者に対して、

今後政府はこれを落したままにしてま

かり通ることなく、いつの日か、いつ

の機会か、必ずこれらの人に対して今

回行われたような援護あるいは慰謝の

気持を表明されることのあるよう私

は深く期待をいたしまして、私の意見

をいたしてこの際、とどめておきたい

と思ひます。

○藤本委員長 ほかに御発言はござ

いませんか。――なければ次に原案及び

修正案を一括して討論に付すのであ

りますが、討論の通告もありませんの

で、直ちに採決するに御異議ござ

いませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○藤本委員長 御異議なしと認め、そ

のよりに決しました。

採決いたしました。

まず、本案に対する修正案に賛成の

諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○藤本委員長 起立総員。よって修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除く政府原案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○藤本委員長 起立総員。よって修正部分を除く原案は原案の通り可決せられ、本案は修正議決すべきものと決しました。

なおただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○藤本委員長 御異議なしと認め、さように決しました。

○藤本委員長 次に労働福祉事業団法案を議題とし、審査を進めます。質疑の通告がありますのでこれを許します。滝井義高君。

○滝井委員 まず厚生大臣に実はお尋ねをいたしたいと思っておりますが、大臣何か御用があつて、おいでになつていないようでございますのでこれをあと回しにしまして、労働福祉事業団法の中の特に所得税法の改正に關連をして、これは主税局、それから国税庁關係に先にお尋ねをしたいと思ひます。

御存じのように今度税法の改正によりまして、人格のない社団等の収益事業の範囲についてという政令が出まされて、そして今まで収益事業の中に入つていなかった医療保健事業というものが、収益事業の中に加えられることになつた。実は今回提案をせられております労働福祉事業団というものは、こ

の事業団の母体になつていゝるものを見らるゝと労働者災害補償保険の保険施設及び失業保険の福祉施設、こゝろいゝるものがこの事業団の設置におけるいわば母体となつていゝるものなのでございませう。今までの税法の立て方から申しますと、これらの特に労災関係の病院といゝるものの運営はどがやつておつたかといゝると、財団法人労災協会が運営をやつておつたわけでございます。

〔委員長退席、大坪委員長代理着席〕

今回の医療を収益事業といゝることに見ることによつて、この法律がまだ通つておりませんで、一体財団法人労災協会といゝるものは収益事業と見て、課税の対象となるものなのかどうかといゝることを、これはまず労働省の側からお尋ねをして、それから国税局なり主税局の方に尋ねをしたいと思ひます。

○三治説明員 これは労働省、私の方といたしましてそゝろいゝるふゝる収益事業の關係として考へられぬこともないかと思ひますけれども、やはりこの経営だけを委託しておゝりまして、向ゝの財団法人労災協会といゝるものがその収支で経営をするのではないので、たゝといゝるいゝるに法律が改正になつたといゝる労働省の經營として經營の委託をして、その収支の結果は全部國に歸屬するわけでございますので、そゝろいゝるふゝるな所得税法の改正があつても、労災協会がこの診療収入に對して課税になるよゝるなことはないとゝいゝるに考へておゝります。

○滝井委員 労働省にその理論的な根拠を一つ伺ひたい。この政令案をお説きになつて、どこからそゝろいゝる理論的な根拠が出てくるか。

○村上(徳)政府委員 今の御質問の點でございませうが、現存する労災協会に對する課税の問題でございませう。まゝか、それとも今度の事業団で病院經營が行われる場合の課税でございませうか、その點前者のよゝるに私考へるのでございませうが、その點につきましましては、ただいま労災部長から御説明申し上げましたよゝるに、労災協会の病院經營と申しますのは、政府との委託契約に基きまして病院經營を行なつておゝるのでございませう、その經營の結果の歸屬は、ただいま労災部長から申し上げましたよゝるに、政府に歸屬するといゝる形の委託契約になつておゝるのでございませう。従ひまして、病院經營の面から利益が労災協会に歸屬するよゝるな形態になつておゝりませんで、現実の問題としては課税の対象にならぬもの、かよゝるに考へておゝる次第でございませう。

○滝井委員 今度できます労働福祉事業団法案においては、さいぜん私が申しましたよゝるに、所得税法の改正によつて、明らかにこの法案の中に、附則でありますか、附則の十七條、十八條に所得税法、それから法人税法關係、それから十九條に地方税法關係が出ておゝるわけだ。従つてこれは明らかに非課税の団体になることになりませう。しかし今度新しく大蔵省で改正された政令案によつて、今のよゝるなことにほゞこの条文を見てもならぬと断定できる。これは現在の労災協会です。法律が通らなければまだ労災協会なんですから、従つて労災協会といゝるものが、三治さんが言われるよゝるに政府に歸屬するからかかきませんでいゝる

ことは、政令案の中からは出てこないのです。

○塩崎説明員 法人税の問題でございませうので、大蔵省から一言お答へ申し上げます。御承知のよゝるに、滝井委員がお話になりましたよゝるに、法人税法の施行規則が改正になりまして、収益事業の一部に医療保健業が入つたことは御指摘の通りでございませう。ただこの課税關係は四月一日以後終了する事業年度分でございませうので、労災協会はこの法案が通過することによつて、その福祉事業団といゝるよゝるに改組されますから、その間が問題であらう、こゝろいゝるお尋ねだと思ひませう。ただ医療保健業の課税關係におきましては、赤十字社それから社会福祉法人その他これに準ずるものといゝるものでございませう。従つて大蔵大臣の指定するものがございませう。この指定を受けませうれば、医療保健業として課税は受けませうといゝることになつておゝります。その課税の趣旨が、御承知のよゝるに、現在課税になつておゝりますところの医療法人その他の關係からこゝろいゝる規定が入つたわけでございます。個人的な色彩のない、あるいはまた公益性のきわめて強い団体、これらは今後大蔵大臣の指定によりましてはずして、いくものもある、こゝろいゝる基準を現在のところ検討中でございます。その指定を受けませうれば、今労働省からおつしやられませうに課税の方から除外になる、こゝろいゝることになる。その實際につきましましては私も今後検討して参りたゝい、かよゝるに考へておゝります。

○滝井委員 今の御答弁からいゝて、まだ必ずしも労災協会が公益性が強いものとか、個人的色彩のないものなん

といゝることに當てはまるかどうか、まだ検討を今からするところなんですから、従つて今度のこの改正案では一応労災協会も課税の対象の名簿におゝらなく載つておゝるだらうと私は推定するのです。これは現実に労災協会や都道府県の公益法人その他の状態を調べて、實際が塩崎さんの方でわかつていませうか。人格のない社団等の収益事業の範圍についていゝる政令案を出すからには、それぞゝるの實際を御調査になつて、こゝろいゝる政令案が出てきておゝるとは明らかです。これは四月一日から實施になつておゝるのです。従つて労災協会もすでにその名簿に載つておゝるだらうと解釈するのです。従つて實際を調査してゝるものは多分国税庁の志場さんの方でやつておゝるのだらうと思ひませうから、至急一つ呼んでもらひたいと思ひませう。

○塩崎説明員 おつしやる通り私どももこの課税關係を改正いたします際にも數その他實際につきましまして調査はいたしました。ただその労災協会自体につきましまして突き進んだ調査をしたかといゝると、それはあまりまだ十分ではございませんで、全般的に、たとゝえば医療法人、民法三十四條法人、学校法人、たゝくさんの法人がございまして私どもも非常に苦しんだわけでございます。各方面の意見を聞いてこゝろいゝる指定基準を作りませう以上、なるべく詳細なものを作りませう、公益性の強いもの、それからまた財産保全的でないもの、個人的な色彩のないもの、こゝろいゝる観点から見まして排除することを研究したい。今国税庁の法人課税課長の御要求がございませうが、おそらく私どもと同じよゝるな氣持で、今までの調査の段

階ではこういふよりなところで完全に全部そろつてはいないと思ひます。私もこれから至急調査いたしたい。これからは、課税年度は四月一日以後開始する事業年度でございますので、まだ時間は相当ある、かように考へておきます。しばらく研究の余裕を争へていただければ幸いだと思ひます。

○濠井委員 御存じのように、この税法は国会をすてに通過しておるわけです。従つてこの課税をされるかどうかという事は、医療保健事業にとつては今後の経営方針その他も違つてくるわけです。たとへば今まで無税であつた労災協会というものが今度は課税されるのだという形になれば、労災協会の運営の仕方は根本的に違つてくるのです。ところが、今あなたのおっしゃる通りに、一応大蔵大臣の指定するものは民法三十四条の規定により、これは民法三十四条の公益法人の關係は「祭祀、宗教、慈善、學術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ營利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト爲スコトヲ得」、こゝろなつておるんです。その中から特にあなたの方から出ておる政令案はどういうことになつておるかという、民法第三十四條の規定により設立した法人で學術の研究を目的とするもの、並びにその他の法人の行ふものでこれら大蔵大臣の指定するものを除く、こゝろなつておるんです。従つて學術の研究というものが主体になつておるから、

定款で學術の研究ということをやつたておらなければだめです。そこがまず一つの大きなポイントになつてくるわけです。そうしますと、労災協会というものは學術の研究を目的としていない。従つてまずここに労災協会というものが課税の対象になるということをお私に今例としてあげたわけです。ところがそればかりじゃなくして、今度は、これはあとでまた触れていきますが、これは厚生省にも及んでくる。きょうは保険局長が来ていませぬが、厚生省で同じような団体がある。それはどういふ団体かという、厚生年金の病院です。厚生年金の病院はこれは厚生年金財団法人です。そうしますと、これはやういふ財団法人です。そうしますと、今度労働省だけはうまいことやりまして、労働省だけを非課税の対象にする労働福祉事業団法案というものが切つかへてしまつた。ところがバスに乗りおくれた厚生省の厚生団は依然としてそのまゝです。一つの官庁において労働省だけは同じ労働者の施設を体よく切りかへていくけれども、バスに乗りおくれた厚生省としては依然としてなるような状態のものがそのまま放置されておる。こゝろいふことになると、病院の経営というものは各種ばらばらになつてしまふ。そればかりではな

い。今度はいふ研究を目的とする藤楓協会というものがあつた。これはいふ研究をするのではない。予防が中心です。これはやはり財団法人です。今度結果がある。BCGなど、これも学問研究じゃない。厚生省関係で結核予防会というものがあつた。これは病院を経営しており、やはり財団法人なんです。さらに健康保険組合の健康保険病協会で、こゝろいふようなものがある。船員保険の病院なんかやつてい

る法人です。こゝろいふようなものがたくさんある。ところが労働省だけはうまいことやつておる。他のものはまゝ事業団を作つちやつた。他のものはまゝを置いておる。今度課税の対象になつてしまふ。こゝろいふ関係は、一体どういふ具合にその実態を把握し、どういふ具体的な線を引いていくつもりなのか。私まだ具体的にいろいろなものを出して聞いていきますけれども、こゝろいふところを一つ主税局の方でも、これはもう実施されるんですか

ら、明白な方針を早く示さない、四月以降いづれ適當の時期に、病院経営はまず値段を高くとらなければならぬ。課税をされないといふことで安くないことになると、高く料金をとらなければ病院経営をやつていけない。労働省もその通りなんです。○塩崎説明員 御指摘の第一条の三十号でございますが、「これらの法人の行ふものに準ずるものとして大蔵大臣の指定するその他の法人の行ふものを除く。」この規定に入りますものは、民法三十四條の法人だけだとは私どもは考へておりませぬ。その上に列挙してありますところの日本赤十字社、社会福祉法人、それから最後に民法三十四條の法人で學術の研究を行ふもの、これらに準ずるものとして大蔵大臣の指定するもの、相当広範な規定でございます。この課税の趣旨が、先ほど申し上げましたように負担の公平ということから出て参りましたけれど

も、一方医療法人関係には非常に公益性の高いものが多い、こゝろいふものに課税すること自体非常識じゃなからうかといふことで、非常にむずかしい書き方でありませぬけれども、例外規定を設けたつもりでございます。〔大坪委員長代理退席、大橋(武)委員長代理着席〕

それで私どもは、一つの基準によりまして、大蔵大臣の指定によりまして、先ほど御指摘のありましたようなものを拾へるかどうかが、今後急いで検討して参りたい。おっしゃる通り四月一日以後開始する事業年度でございますけれども、なるだけ早目にしたいと思ひます。厚生団それから船員保険の病院、健康保険の病院、これがあつても私ども十分知つております。ただ健康保険の病院につきましては、これは四條法人でございます。こゝろいふ社会福祉事業団と同様に非課税でございますので、これは大蔵大臣の指定によりまして書かなくても非課税でございます。厚生団、厚生年金病院、船員保険病院、結核予防会これらは各方面から私どものところに資料が集まつておりますので、なお検討いたしまして、社会福祉法人あるいは赤十字社、あるいは職域的な国家公務員共済病院、これなんかははずしてござい

ますが、これらに準ずるものとして、医療保健事業が営まれておりますところの公益性のある収益事業につきましても、大蔵大臣の指定によりまして、実情に即するがごとくはずされるような方向を考へていきたい、かように考へております。

○濠井委員 今御説明がありましたけれども、われわれとしては、これは通るか通らぬかわかりませんが、とにかく現在の労災協会というものが課税の対象になるかならぬかといふことは、われわれが今後法案を審議する上において、これは他のものとも関連をしておる。従つて速急に、この委員会をこの法案が上るまでにさういふところのものを一つお示しを願ひたいと思ひます。これはいづれ志場さんのおいでになれば、どうせある程度具体的に把握されておるからその資料も要求しますが、さういふことをまず第一にお願いしておきます。

次に、法人税法をごらんになつていただきたいと思ひますが、四條と五條の關係なんです、法人税法の四條の法

○塩崎説明員 御指摘の四条法人と五  
条法人の区別の問題でございますが、  
健康保険、それから国民健康保険は四  
条法人であり、これに対し、市町村共  
済組合それから国家公務員共済組合が  
五条法人であるのはなぜかという御質  
問だろうと思ひます。私も沿革的  
に、これを作りますときから議論いた  
しておりました、今度の改正でも、実態  
はそう変わらないから、むしろ四条の健  
康保険あるいは国民健康保険を五条法  
人に持つていくべきではなからうかと  
いうことで、厚生省の方にもお話し申  
し上げたわけでございますが、厚生省  
の御主張では、健康保険組合あるいは  
国民健康保険組合というものは、やは  
り国家公務員共済組合その他の共済組  
合と法的にも全く違ひ、収益事業とい  
うものではないのだという御説明がござ  
いまして、しかも課税いたしました  
も所得というものは非常に零細でござ  
いますので、しいてこの際五条法人に  
持つていかなくてもいいというような  
理屈から今回は見送つたわけござい  
ます。実態も少し違ひではないかと  
いうことがむしろ厚生省の方から御主  
張がございまして、私もといたしま  
しては、バランスの上から五条の方で  
なからうかという御意見も申し上げた  
のでございまして、沿革的に二十五年  
からそういう扱いになっておりますの  
で、今までのところ四条と五条と区別  
しておるわけでございます。

○滝井委員 その点は、なるほど健康  
保険組合は事業主がその保険料の半額  
は出してあります。しかし国家公務員  
は事業主に当る国が保険料の半額を出  
して、大蔵省の所管になっておること  
は御存じの通りです。本質的にはなる

ほど健保組合より国家公務員の共済組  
合の方が救済規定その他も非常に範囲  
が広いです。しかし健康保険法の改正  
をやれば、それが組合管掌のものにも  
及び同時に今度地方公務員、国家公務  
員の共済組合にも及んで、現実に国会  
で審議されておることは、われわれま  
のあたりで見ることが出来る。これら  
の二つのもの、健保連、国保連あるは  
国家公務員、地方公務員の共済組合  
は不可分のものとして今まで論議され  
てきておる。いわゆる沿革は違ひかも  
しれないが性格はきわめて似ておる。  
ところが片一方の事業は初めから堂々  
と四条で非課税になるが、片一方は収  
益事業だということに課税される。と  
ころが今度の政令では、医療保健事業  
を収益事業に入れたために、法律では  
税をかけるということにしておきなが  
ら、今度政令ではどういうことになつ  
たかという、国家公務員共済組合と  
か同連合会あるいは市町村職員共済組  
合、同連合会というものは抜けちゃつ  
た。すなわち国会の意思、立法者の意  
思というものは、これは四条ではなく  
て五条ということをきめておきなが  
ら、今度執行機関が国会の意思を無視  
して——と言ひ得ると思ひ、今度勝手  
に収益事業からどける形をとつておる  
のです。立法上からいって矛盾をして  
おるのです。片一方は、国家公務員共  
済組合や地方公務員共済組合のやる収  
益事業は税金をかけるのだと法律は書  
いておる。ところが一方いつの間にか  
われわれの知らぬうちに政令なるもの  
で——政令というものは国会がやるも  
のではない。政令でいつの間にかこれ  
は税金をかけません、こういふことにな  
つておる。それならば初めからこれ

を五条でなくて四条の非課税の組合に  
入れるべきだと私は思ふ。そういう点  
どうして厚生省が——今厚生省の責任  
に今度なつてきた。なぜ厚生省は、こ  
ういふものを当然非課税にしなければ  
ならぬのに、四条の非課税の団体とし  
て主張しなかつたかということだ。

○塩崎説明員 三十号の医療保健事業の  
課税の趣旨は先ほど御説明したつても  
りでございますが、私も今度も収益  
事業といつたしまして課税してござい  
たのは約二十八ございまして、その中  
の一番大きなものは物品販売業でござ  
います。国家公務員の共済組合におき  
ましては物資は相当扱つてございま  
すし、主としてそこからの収益事業につ  
いて課税してきたわけでございます。

今回医療保健事業を課税することにした  
ゆえんは、先ほど申し上げました通  
り個人類似あるいは医療法人類似の公  
益法人が相当ございまして、それと  
のバランスでやる。それとのバランス  
から見ると課税するのは適當ではないと  
いうものははずす。これは法律の委  
任の範囲内で収益事業の範囲は政令で  
定める、こういうことになってござい  
ますので、医療保健事業につきましてはそ  
ういふものは収益事業と見ないのだ、  
こういう規定を入れたつもりでござい  
ます。健康保険組合の方はむしろ医療  
保健業の方が大部分と聞いてございま  
す。ところが国家公務員共済組合の方  
は医療保健業のみならず各種の事業も  
ございまして、四条、五条として  
ございまして不都合はない、こういう  
私どもは持つております。ただ五条の  
国家公務員共済組合はなぜ四条にしな  
かつたか、この説が出るわけございま  
すが、私どもは四条法人は、——

健康保険組合と国民健康保険組合は  
ちよつと例外的な感じがいたしまする  
けれども、大体四条法人は全額政府出  
資の法人あるいは残余財産が全部国に  
帰属するよふな法人でございまして。五  
条の方はそういう法人でございませ  
ん。公益法人ではございませぬけれど  
も、その収支というものは国とは全く別  
だ、こういう法人を列挙したつてもり  
でございます。そういうところから二つ  
の線を區別しておるつもりでございま  
す。

○滝井委員 ところが今度は労働福祉  
事業団体というものが四条の法人に加  
えられてきた。これは全額国が出さな  
いのです。地方公共団体も出すので  
す。

○塩崎説明員 少し言葉が足りません  
のでまた補足いたしますが、全額政府  
出資と申しましたのは、政府並びに地  
方公共団体、こゝろお考えになつてた  
だいていいと思ひます。言ひなれば税  
金からその出資がされるもの、こゝろ  
う趣旨で現在のところ、たとえば市が  
市電あるいは水道事業をやつてござい  
ます。これも収益事業の一種でございま  
す。これも収益事業の一種でございま  
すけれども、市町村に対しては国  
から交付税をやり、また市町村自体税  
に課税すること自体——イギリスは課  
税しておるよふな実例もございまして  
けれども、わが国ではそういうことを  
しなくてもいいではないかということ  
を以てしておる次第でございまして。

一貫しない点があることは大体私は  
はつきりしたと思ひます。収益事業  
というものは五条では税金をかける  
ということになっておるが、しかしこ  
では一部を除いておる。

○滝井委員 とにかく四条、五条との  
関係、それから今回大蔵省で出したこ  
の政令との関係には、今のあなたの御  
答弁なり私の質疑を通じて幾分論理の

○塩崎説明員 先ほど御説明申しまし  
たように、現行政令によりまして、赤  
十字社、社会福祉法人、学校法人、国  
家公務員共済組合、同連合会、市町村  
職員共済組合、同連合会、それから私  
立学校教職員共済組合、それから民法  
三十四条の規定により設立した法人で  
もつぱら學術の研究を行ふもの、その  
學術の研究に付随して行ふもの、ここ  
までは私も例示いたしました書い  
たわけでございます。ただこれだけで  
は私どもの課税の趣旨から見ましてま  
だ不十分ではなからうかというわけ  
で、先ほど申し上げました「これらの  
法人の行ふものに準ずるものとして大  
蔵大臣の指定するその他の法人の行  
ふもの」こういうことを入れたわけ  
でございます。趣旨が今申しましたように  
公益性のきわめて高いもの、それから  
個人的色彩のないもの、さらにまた公

益法人の設立の趣旨が財産保全的でないもの、これだけ今のところ考えておられます。これだけで救えるかどうか、なお事例に当りまして詳細に検討して参りたい。なるべく滝井委員のおっしゃる通りに早くその基準を作りまして、具体的にどういう団体が非課税法人になるかというのを指定して参りたい、かように考えております。

○滝井委員 日本赤十字社をあなた方が一番先にあげておられるから、これを一つ論議の対象にしてみたいと思っております。日本赤十字社というものは実態を御存じだと思っております。医療保健事業は全国的にやっております。この実態を国税庁は一体どう見ているかということでは、日本赤十字社の病院の経営の実態は公益性が非常に強いと見ているかどうか、どういふ実態にござらんになっておりますか。

○塩崎説明員 この点につきまして、私ども各方面から意見を聞きまして、赤十字社と社会福祉法人とどちらが公益性が強いのか、議論をいたしました。社会福祉法人の特殊性をいたしました。無料低廉なる医療の報酬というところが一つの基準になっております。それらから見まして、赤十字社と社会福祉法人とどちらが公益性が強いのかという事を議論いたしました。しかし日本赤十字社は個人的色彩というものは認められないのじゃないか、それは保険医療費につきましてもいろいろ考え方があるようにござりますけれども、過去からの長年の沿革から見まして、あれが普通の医療を行う法人とのパラス上課税する必要があるかどうか、私どもの常識から見まして課税するに適當ではないのではなからうか、公益

性は相当強いものだ、こういう考えから赤十字社を除外したような次第でござります。

○滝井委員 その公益性がなかなか問題になるのですが、日本赤十字社が普通の私的な医療機関よりか非常に高い料金を取っている、こういうことになるとこれは少くとも人道博愛をスローガンに掲げておる赤十字社としては問題だと思っております。私的な医療機関より高い。しかも赤十字社の本来の目的からいえば、やはりこれは博愛なんですから金持ばかりが入るべきじゃないか、やはり貧しい人がほとんどそこに入っていくべきだと思っております。今ここに議題になっておる労災病院なんかはやはり同じような趣旨で労働者のためにできているものではないかと、病院経営の実態というものをまずうんと分析してみる必要があると思っております。そこであなた達の公益性を私は少しためしていかねばならぬことになりまして、赤十字社の状態を見ておると、これは健康保険の患者はほとんど入れない、政府は国民皆保険を考えておられますが、健康保険の患者がほとんど入れないような、入院患者のほとんど大部分が差額徴収を持っていかなければだめかあるいは自由診療でなければ入れないというような病院は、これは現在の日本においてはその私の私的な医療機関よりも公益性はないと私は断定していると思っております。あなた方もそういう意見だろうと思っております。まずそこからお尋ねしていききたいのです。

○塩崎説明員 私どもが今回課税しようという趣旨は健康保険を扱わないものだけというつもりではありませぬ。

先ほど申し上げましたように、赤十字社の私どもの長年の評価、これから見て赤十字社はやはり公益性が強いだろうという考え方をとったわけでござります。ただその運営につきまして、これは赤十字社法がござりまして所管官庁が監督しておるわけでござりますので、その設立の趣旨から見て私は監督官庁の適当な監督さえござりますれば、公益性は相当高められるものだと、かように考えておられます。世の中の人の常識から見まして赤十字社に課税するということを通るか通らないか、私は疑問だと思っております。私どもはこの赤十字社をはずした方がよい、こういう結論に達したわけでござります。

○滝井委員 世の中の常識というものが表面だけの常識になると、全購連みたいなことになる。まさかこれは悪いことをする団体でなからうと思つて国の血税を補助金で出しておつたところが、五億も十億ものやみの金をいつの間にか公益性の強い団体が隠してしまつておつたということもあり得るわけなんです。私は赤十字がそらだとは言いませんが、いつか私は健康保険を審議するときに、警告を発しておつた。ここにはかつて厚生省の次官であつた人が多分相当のポストを占めておる。ところがその実態は、入院するときに保証金をとります。保証金は特別一人室三万円です。それから一室一万円です。二等五万円です。三等三万円です。普通の私的な医療機関で公益性のあるところ、入るときに特別一人室三万円とか、三等に三千元とかいう保証金をとるところはありませぬ。これだけで、私はまず一つの問

題点が出てくると思う。それから一般入院料を見ても、これは日本赤十字社中央病院入院案内に出ているのです。この前もここで披露したのですが、きょうは特に税金の関係で問題があるから言つておるのですが、特別室A一人一日の入院料二千二百円、冬期一日暖房料百円、これだけとるのです。それが分れているのがどういふ工合に分れておるか。特別室がAとBに分れておる。さらにその次に特一等というのがある。それから甲一等があります。それから乙一等があります。それから特二等があります。それから甲二等があります。乙二等があります。そして三等があるのです。国家公務員の等級を七等級にすることを社会党は反対しました。ところが、人道と博愛をもつて、税金をかけない、公益性の強い病院なんです。国家公務員の等級よりか多い九つの等級を持っている。しかも三等は一室に入らない十六人です。これの一日の入院料が四百七十円、しかも冬期一日の暖房料が五十円です。から、五百二十円とられる。一体健康保険で五百二十円とられるか——入れない。健康保険は一日の入院料というものは幾らかという、まず食事を食わして二十七点です。それから寝具を貸して三十三点です。それから寝具を貸して三十三点です。家具がついて四十五点、最高で多分三十四点だと思つておる。三十四点だと思つておる。健康保険で四百二十五円です。健康保険で三等にも入れないのです。こういう病院の実態が公益性だということ、非課税の対象になるという、こういうところから、いわゆるやみの金がたまって、これはそれでいくことになる。だからこういうものは、日本赤十字がほんとうにわ

れわれの常識通りの公益性のあるものならば——なるほど引き揚げの問題を他を考へてみると非常に公益性がある。しかし病院経営の実態というものをみると、非常にこれは問題が出てくる。しかもその人件費を見ると、大学を卒業して五年ないし六年の者で三千元から五千元しか給料をもらつてない。しかも大学を卒業して二十年で三万四千八百八十円しかもらつていない。こういうことで、そこに使っている人間を搾取をする。博愛と人道をもつて、弱いは入れられぬ。入るのはみなブルジョア階級ではありませんか。これが厚生省のいわゆる所管下にある公的な医療機関の代表的なものである、しかも保健医療事業として課税をされてないトップに上るものだから、ことななんです。これでもあなた達の常識論では、取益事業には入らぬ無税のものだ、日本の公的医療機関のチャンピオンだ、こういうことになってしまふ。この実態というものは、どうも私たちに納得ができない。この前私はこれをやはり健康保険のとき出した。おそろく厚生省である程度メスを入れて、その後変つておるかもしれない。私のこの資料というものは、今から一年半くらい前の二十四国会のときの健康保険で使つた資料です。しかしこれはやはり関係があります。厚生年金病院にも関係がある、労災病院にも関係がある。私は公的医療機関の典型的なものを一つ出してきた。それがたまたま赤十字病院であつたことについては、赤十字に非常にお気の毒でもあらず、済まないと思つておられます。しかし私たちはやはり政治を浄化してよ

くしていくためには、こういう点を問題にしなければならぬと思ふのです。そこであなた方は、少くとも公益事業のトップに日本赤十字社をあげられたからには、あげられただけの理論的根拠を持っているはずなんです。これは私的医療機関より悪いです。今度あなた方がどうしようとすると三十四条の公益性のある医療機関よりか、こういう状態ならば見下げた状態です。普通の医療機関はこういうものはないですよ。これだけの九等級に分けて保証金を三万円も取るころはありません。これをあなた方はどう考えるのか。こういう事態を私が質問して以来、どういふふうに赤十字は直されておるか、直されておるならその実態を御説明願いたいし、その実態を今説明できないければ午後でよろしくごさいます。

○大橋(武)委員長代理 それでは御答弁は午後したいということですか。午後一時半まで休憩いたします。

午後零時三十七分休憩

午後二時四分開議  
○藤本委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩前の質疑を続行いたします。安田社会局長。

○安田(廉)政府委員 午前中に日本赤十字社の行なっております医療施設につきまして、これを非課税にするだけの公益性がないではないかというような御質問のようになされたのでございませうが、日本赤十字社は、御承知のように日本赤十字社法に基づく特別法人でございまして、赤十字に関する諸条約に基づく業務でありますとか、あるいは災害救護、伝染病流行時の救護であり

ますとか、あるいは常時健康の増進、疾病の予防、苦痛の軽減その他社会奉仕のために必要な事業、そういうふうな仕事をやっておるわけでございます。

「委員長退席、亀山委員長代理着席」

医療施設の経営につきましては、特に日本赤十字社の特性をいたしまして、救護員を常時確保しなければならぬ。それからそういう特殊の任務を養成しなければならぬという特殊の任務があるわけでありませう。救護員というのは医師でありますとか、看護婦でありますとか、その他の特殊の技能者でありますとか、そういう者は日赤の費用でこれを負担するようになっておるわけでありませう。そういう観点から参りまして、あるいは巡回診療を行いますとか、集団検診をやるとか、それから病院の多くは医療社会事業部を設けておられて、事実上減免を行なっておるものもございませう。それらをあわせまして公益性を認め、今回の大蔵省の政令におきましては非課税にされたもの、こういうふうに考えております。

○滝井委員 昔鼠小僧という盗賊がおりましたが、いわゆる一方ではどうぼろをやっておきながら一方では貧しき者を救うためにその取った金を使つていく、こういうことがあつたわけですね。われわれはこれを義賊といひました。義賊といつたけれども、やはり彼の手はうしろに回らなければならぬ。それすると問題は、公益性の名のもとに、いわゆるふんだんな営利事業を病院でやつていかどうかという事です。病院で上つた金というものは、なるほど救護に使います。常時看護婦の養成に使う。それならば私的医療機関だつて上つた金を貧しい者のために使つたんだ、貧しい者の診療は無料でやるんだということになれば、公益性があつて税金がかからぬことになりませう。その論理は、私は少くとも医療に関する限り、やはり日本赤十字社の病院を対象にして、そしてそのもつた金がいかなる事業に行つておろうとも、そのもつた金が問題なんです。もうけ方が、一般の病院よりもぜいたくな治療をやり、あるいは入院設備等も三万円の保証金をとるような入院設備へ入れていくということになると、これは社会通念による公益性の概念とはほど遠いものであるという事はわれわれの常識なんです。今のあなたの御答弁によると、鼠小僧は神にあがめなければならぬといふことになつてしまふ。その論理は私はどうも納得がいきません。さいぜんあなたはおいでにならなかつたけれども、あなたこれを取り寄せてごらん下さい。日本赤十字社中央病院入院案内というのをもらつてきましたが、特等一人室といつたら三万円の保証金が必要。大体こういふような三万円の保証金が必要とすると、日本の九千万国民の中でだれが入れるかということなんです。これは入れる人はきまつておる。一握りの人しか入れない。その次の一等一萬円の保証金を出させるようなところにだれが入れるか。これは保守党の政治家の諸君だつて高いと言ふ。これは高い。だから問題は、こういうものがあつてしかも一般入院料は——さいぜん私は、政府原案は国家公務員を七等級に分けた。七等級に分

けてもいかぬといつて社会党は反対してきまつた。これは社会党の修正で、いわゆる五等級のところを五、六の二つに分断されて、八等級になつた。これは九等級になつておる。ところが三等は一室の収容人員が八人ないし十六人だけれども、この三等の一日の入院料は四百七十円です。しかもそれが冬期におきましては膳房費を五十円とられるから五百二十円になる。五百二十円という健康保険では入れない、差額徴収です。そうすると健康保険で入れないものといふのは、明らかに取益事業です。個人の病院だつてこういう形のものとはほど遠くない。しかも健康保険といふものはここで——行つて調べてごらん下さい。健康保険の入院の施設がどのくらいあるか、りよりよりたるものですよ。だからそういう一方でふんだんにもうけて、一方で軽費低廉なものもやつておれば公益事業だといふのであれば、全部の私的医療機関はそうやりますよ。今までだつて生活保護の患者をやつてきておつたのだから、今のそういう形で——生活保護の患者は金とれませぬ。とれなくてもやはり黙つてやつてきた。これは人道博愛をモットーにやるのですから、生活保護やなんかはまづ先に扱わなければならぬ。ところがその施設やなんかを生活保護に百パーセント開放しておるかといふと、してないのです。じゃ、局長さん、今大体ベッドが幾らあつて、その中に健康保険の三等というのは何人入つておるか、これを一つ御説明願ひたい。

○安田(廉)政府委員 今、日赤のベッドが幾らあつて三等のベッドが何床あるかということにつきましては、資料

を持っていますので、後日調べてお答えたいと思ひます。

今滝井委員のお話も、入院料の問題を主たる問題としておあげになつたやうでありまして、確かにごもつともな点があると思ひます。ただ鼠小僧のお話とこれとちよつと同じになるかどうかという点につきましてはいろいろ問題があるかと思ひますけれども、公益性をどこに求めるかということだと思ひます。そこで、たとえば社会福祉法人で行う医療事業のほかに、公益性といふのは低額、無料でやるのが公益性であるといふような考え方もございませう。それからまた今度の大蔵省の政令にありませうに、學術の研究を行うものとか、あるいは學術の研究を行うに付随して行つて——ということはおそらく日赤の場合には救護員の養成とか病院経営ではないかと思ひます。そういうものもまたそこに公益性が認められる。日赤の公益性といふものは先ほど申し上げましたように日赤の法律に書いてあります。たゞいろいろあるわけでございますが、その中で特に病院の経営等に関係がございませぬものは赤十字に関する諸条約に基いて業務に従事するといふようなこともございませぬし、それから災害救護といふことは非常に大きな仕事でございませぬ。もう一つは救護員の養成と常時確保であるとか、救護員の養成といふことも大きな目的であります。そういう大きな目的に公益性を認めて、それに付随する病院経営を認めて、といふような格好になつておると思ひます。ですから、高い入院料をとるといふことは望ましいことではございませ

んから、今後一つそういう点につきましては相談したいと思ひます。

○滝井委員 今いろいろ御答弁がありましたが、今度医療保健事業としておるものは、今度医療保健事業というものが収益事業に入ってきたわけです。そして特に公益法人で医療をやっているものは収益事業と認める、こういうことになっているわけです。

その中の除外例として民法の三十四条の学術研究を目的とするものを除かれました。そのほかは大蔵大臣の指定するものである。指定する基準というものは今大ざっぱな御説明をいたしましたが、ところがそういう指定基準やなんとは関係なく、無条件に日本赤十字社というものが入ってきておる。ほかのものはみんな、いろいろ問題があるので、まだ大蔵省の選別を待たなければならぬ。ところが日本赤十字社と社会福祉法人と学校法人、国家公務員共済組合及び同連合会、それから市町村職員共済組合及び同連合会並びに私立学校の教職員共済組合の行方もの、これらのものは民法三十四条とともに一応無条件に入ってきた。そうしますと、まず一番先に収益事業でないとしてあげた日本赤十字社の病院——それはいろいろな仕事をやっているものを総合してみれば、さうかもしれませんが、一応私たちは病院というものと限って論議してみよう必要がある。その場合普通の私的医療機関より非大衆的——これは明らかに非大衆的の例のトップにあげられておるという点については納得がいかなぬのです。それは日本赤十字社の果たした役割については私はよくわかる。それならば日本

赤十字社は病院でもうけてその金をつぎ込むということではなくして、病院というものはやはり無料で救済事業に当るような形をとるべきだと思ひます。それがなぜとれないかということなんです。ところが、そっちの方はほつたらかして置いて、いい方の面だけ大きくクローズ・アップせしめるというところから私は鼠小僧と同じだ、こういうことになるのです。たとえははなはだよくありません。しかし問題をはずきり浮き彫りするためには、あなたの答弁からふつと私の頭にそういうものが浮んだので言つただけです。私は決して日本赤十字社を鼠小僧とは思っておりません。これは明らかにしておきます。

しかし昭和三十年の九月に健康保険の点検改訂が行われました。そのときにどういふことが行われたかという、開放性の結核患者の二点の加算が削除された。このときに一体赤十字社はどういう処置をとったかということ。健康保険の二点加算ですよ、これは健康保険の二点加算がなくなつたために、今度はその穴を埋めるために、初診料五十円であつたものを百円に上げた。一体この百円はだれに転嫁されたかという、健康保険のない大衆に対して倍に初診料を上げることによって二点加算の穴埋めをやつちやつた。何ということはない、これは普通の営利会社と同じです。営利的なことをやる病院と同じなんです。そういうことをやっている。しかも人件費をお調べになつてごらん下さい。これは私は昨年医療費体系をやるときにあそこ大学の卒業後三年ないし五年で三千円か

五千円しか払われていない。それから二十年たったものでも三万四千八百八十円、それで税を引くと手取りは二万七千円だということ聞いた。同時に、済生会や厚生年金病院というものはまだひどいのだ、こういうことを聞いては、これは次官もいらつしやる。ところが、こういうことが今度だんだん労働にも関係してくるのです。労働病院の実態は一体どうだという形になつてくることになるのですが、労働病院はまさかそういうことはないだろうと私は思ふのです。しかも今申しましたように入院料については十日分程度を目途に保証金というものを払わなければならぬ。こういうことは普通の開業医もやっております。二点の削除が行われたから全国の開業医が一般患者の初診料を倍にするとか、注射料、こうやく料を倍にするなどというところはやりませんよ、普通は。ところが日赤はそれを行っているのです。それでこれは公的医療機関のトップに位置するものかどうかということを私は疑ふ。しかもこの幹部というものは、厚生省の、あなたの先輩が行かれておるといふことです。そういうように、役人が天下りしたところならば、大蔵省も黙つて公益事業のトップに持つていくのかどうかということに民間事業は疑いますよ、そういうことになる。しかもそれが公益医療事業の一番先の除外例にあがつてくる。それは私はほかのものも調べたらあると思ふ。しかし、一番人口に膾炙し、一番われわれが公益性があると認定しておつた赤十字社の医療経営の実態が

どういふものかとするならば、大へんです。当時私が聞いたところでは、

ベットは六百十八あるといつておりました。しかもその中で健康保険は百ぐらいしかない、あとの五百というものは金もけりやないですか。健康保険で入れない。そういうことで大蔵省は許すならば——私はあなたの基準を聞きまして、基準を聞いて、これはどういふことになるかということ。問題は将来ではない。税制では過去の実績がものをいう。過去の実績でそれらの医療機関がどういふ形態をとつてどういふ医療事業をやつておつたかということが、少くとも四月一日以降における、公益的なものであるかどうかという認定のものさしになると思ふ。従つて、赤十字がそういうことをやつておつたということにこれがなるならば、今までの公益法人で一つでも落ちものがあつたら私は承知しません。大蔵大臣でも総理大臣でも呼んでますこの実態を究明します。だから私は個々のケースを調べておる国税庁を一つ呼んでくれといふのです。これは呼んでもらわなければいかぬでしょう。

○亀山委員長代理 手続をします。前にも問題にしております。前に問題にしてその実態が改まっておらなければ、厚生省の監督不行き届きです。だから、そこらは一応安田さんの所管だから、その実態が私が今言つたものと違つておれば具体的に違つておるところを御説明願ひたいし、その通りならばその通りである……これは私一ぱん質問しておるのですから……。

○安田(總)政府委員 先ほど申し上げましたことに多少補足させていただきます。日本赤十字社を最初に大蔵省でおあげになりました

たのは、おそらく日本赤十字社法という単独法でできております法人でありますために、名前をつかまえるのに一番便宜なために、最初にあげたのだと私は思つておりますけれども、ここでたとえば学校法人の行方ものとか、あるいは学術の研究を行うものとか、あるいは学術の研究を目的としており、その教育の必要な限度において一般の診療をやり、そして病院を経営しておるといふことでございますが、まあ日赤の場合も、日赤法に基く日本赤十字社と書くかわりに、内容を書きま

すならば、先ほど私申しましたように、公益性のある仕事をすつと書きまして、それに付随する仕事あるいはそのために必要な事業、たとえば救護員の養成でありますとか、救護員の養成のために必要な事業を書くところを日本赤十字社と書いた、こゝろに私感しておるわけでありまして、いろいろおあげになりました。そのために必要とする事業を書くところを日本赤十字社と書いた、こゝろに私感しておるわけでありまして、いろいろおあげになりました。そのために必要とする事業を書くところを日本赤十字社と書いた、こゝろに私感しておるわけでありまして、いろいろおあげになりました。

○滝井委員 ます問題は、実はそこから出発しておる。源がはつきりしなければなかなか先に進めにくいところがあるのです。まあしかし先に進みますが、厚生省といはしましては、労働省と同じ関係の労働病院というものが、労働福祉事業団という非課税の明白な団体に——これはいよいよこの法律が通

たのは、おそらく日本赤十字社法という単独法でできております法人でありますために、名前をつかまえるのに一番便宜なために、最初にあげたのだと私は思つておりますけれども、ここでたとえば学校法人の行方ものとか、あるいは学術の研究を行うものとか、あるいは学術の研究を目的としており、その教育の必要な限度において一般の診療をやり、そして病院を経営しておるといふことでございますが、まあ日赤の場合も、日赤法に基く日本赤十字社と書くかわりに、内容を書きま

すならば、先ほど私申しましたように、公益性のある仕事をすつと書きまして、それに付随する仕事あるいはそのために必要な事業、たとえば救護員の養成でありますとか、救護員の養成のために必要な事業を書くところを日本赤十字社と書いた、こゝろに私感しておるわけでありまして、いろいろおあげになりました。そのために必要とする事業を書くところを日本赤十字社と書いた、こゝろに私感しておるわけでありまして、いろいろおあげになりました。

たのは、おそらく日本赤十字社法という単独法でできております法人でありますために、名前をつかまえるのに一番便宜なために、最初にあげたのだと私は思つておりますけれども、ここでたとえば学校法人の行方ものとか、あるいは学術の研究を行うものとか、あるいは学術の研究を目的としており、その教育の必要な限度において一般の診療をやり、そして病院を経営しておるといふことでございますが、まあ日赤の場合も、日赤法に基く日本赤十字社と書くかわりに、内容を書きま

たのは、おそらく日本赤十字社法という単独法でできております法人でありますために、名前をつかまえるのに一番便宜なために、最初にあげたのだと私は思つておりますけれども、ここでたとえば学校法人の行方ものとか、あるいは学術の研究を行うものとか、あるいは学術の研究を目的としており、その教育の必要な限度において一般の診療をやり、そして病院を経営しておるといふことでございますが、まあ日赤の場合も、日赤法に基く日本赤十字社と書くかわりに、内容を書きま

すならば、先ほど私申しましたように、公益性のある仕事をすつと書きまして、それに付随する仕事あるいはそのために必要な事業、たとえば救護員の養成でありますとか、救護員の養成のために必要な事業を書くところを日本赤十字社と書いた、こゝろに私感しておるわけでありまして、いろいろおあげになりました。そのために必要とする事業を書くところを日本赤十字社と書いた、こゝろに私感しておるわけでありまして、いろいろおあげになりました。

たのは、おそらく日本赤十字社法という単独法でできております法人でありますために、名前をつかまえるのに一番便宜なために、最初にあげたのだと私は思つておりますけれども、ここでたとえば学校法人の行方ものとか、あるいは学術の研究を行うものとか、あるいは学術の研究を目的としており、その教育の必要な限度において一般の診療をやり、そして病院を経営しておるといふことでございますが、まあ日赤の場合も、日赤法に基く日本赤十字社と書くかわりに、内容を書きま

すならば、先ほど私申しましたように、公益性のある仕事をすつと書きまして、それに付随する仕事あるいはそのために必要な事業、たとえば救護員の養成でありますとか、救護員の養成のために必要な事業を書くところを日本赤十字社と書いた、こゝろに私感しておるわけでありまして、いろいろおあげになりました。そのために必要とする事業を書くところを日本赤十字社と書いた、こゝろに私感しておるわけでありまして、いろいろおあげになりました。

たのは、おそらく日本赤十字社法という単独法でできております法人でありますために、名前をつかまえるのに一番便宜なために、最初にあげたのだと私は思つておりますけれども、ここでたとえば学校法人の行方ものとか、あるいは学術の研究を行うものとか、あるいは学術の研究を目的としており、その教育の必要な限度において一般の診療をやり、そして病院を経営しておるといふことでございますが、まあ日赤の場合も、日赤法に基く日本赤十字社と書くかわりに、内容を書きま

れば、公布の日からそういふ形態にとられることになるのです。そうすると厚生省の所管にあるこの厚生団、厚生年金病院ですが、これは一体どういふことにするおつもりなのか。この厚生団の実態も、だんだん調べていくと、年金関係だけでなく一般の診療をどうとんとんやっていたらいい。そうしますと、これはへまをしておるとまた赤十字社みたいな状態が出てくる可能性もあります。あなたの方は、厚生団も労働省と同じように右へならえてどういふものを作る御方針なのか。どうする御方針ですか。

○安田(憲)政府委員 労働省のよりに一つの特別法人を作るかどうかということにつきましては、厚生省ではまだきまつておりません。ただ現在は民法の三十四条の公益法人になっているわけでありまして、その表現といたしましては、今回の政令の最後でありますところの「これらの法人の行方もに準ずるものとして大蔵大臣の指定するその他の法人」というところに、私どもは入るものだと解釈いたしております。

○滝井委員 厚生省は入るものだと、こう解釈しておられるらしいが、まだ大蔵省はそういふことはきまつていない。基準が出ていない。大蔵省が調べている名簿から見ると、あなたの方の厚生団は、課税の対象となる可能性の中に入っている。

○安田(憲)政府委員 ここに塩崎課長がおられますけれども、ぜひこれは一つ非課税にしたいのでありまして、その点は労災関係と実態において私は同じだと思っております。

○滝井委員 だから、実態は同じだと思われども、しからば公益性の強いものとしてのワクの中に入るかどうかということなんです。そうしますと、今の赤十字と同じことが、今度は厚生年金病院についても済生会についてもいわれるのです。厚生年金病院も、入院については同じような状態でありませんか。その実態は……。こうなると保健局長に来てもらわなければいけません。入院は、これはいわゆる三等だけじゃないはず。必ず差額徴収がされているはず。それはどうしてかという、厚生年金だけでは病院の経営はできぬはず。従って開放して、健康保険も見れば一般患者も見ては、健康保険も先の問題を移行せしめて……。これは敷衍的に言えば同じです。これは一蓮託生ですよ。だから、ことによつたらこの法案を基礎にして、私は労災病院も見さしてもらおうし、厚生団の方も見さしてもらおうし、赤十字も見さしてもらおうし、赤十字も見さしてもいいと思つて。あなた方は実態を御説明できない状態です。……。ちょっと保険局長を呼んでくれませんか。一番よく病院の実態のわかる人でなければだめですよ。問題は、病院がこのケースにはまるかまらぬかという問題は、その病院の公益性の問題になってくる。

○亀山委員 滝井君、医務局長なり保険局長の来るまで、他の政府委員に御質問願えませんか。

○滝井委員 それならば、一応関連事項があるので労災病院の方を一つだけちょっとお伺いしておきましょう。この法案によりますと、現在二十四カ所

の労災病院があるわけなんです。ところが労災協会では、非常に労災病院の数も多くなったので、これはもう手が回りかねる、こういうことに提案理由はなっているわけですね。そうしますと、まず今と関連をして……。これは私には質問の内容をお前申し上げたかから、労働省の方はおわかりになっていないかと思つて、現在労災病院に入院をしたり通院をしている患者の内訳は、一体どういふふうになっているのか、これをまず一つ御説明下さい。

○三治説明員 御説明申し上げます。入院の患者数で申し上げますが、三十一年度の四月からことしの一月までの実績で数字を申し上げますと、労災保険が五五・七％、健康保険が三六・八％、その他が七・五％というふうになっております。

○滝井委員 そうすると全国二十四の病院の中で、労災が五五・七％、すなわち約半数程度は労災で入院しているわけですね。残りの半分は健康保険かその他生活保護あるいは自由診療、こうなっているわけですね。この入院の金の取り合、これは一体どういふことになっているのか。たとえば健康保険で、完全看護、完全給食で入院するとすれば三十四点そこそこ、あるいは三十点、こういふふうになる。それで入院は飯を食わせて二十七点ですが、そのほか看護とか寝具とかいろいろがつくと三十四点になるのです。そうしますと、この取支の状態が、おそれるわけですね、この健康保険やあるいは七・五％の他に当るといふものは、これはお金の支払いの状態は一体どうなっておりますか。健康保険の金

額でいっているのか、それを上回っているのか。

○三治説明員 収入の割合でございますが、これは大体健康保険の単価によつておられますけれども、労災の調係では健康保険の単価によりにくい診療部門も相当ありますので、全部が全部そういふふうにはなっておりません。が、大体入院でうちの方でございますと、六百三十円くらいになっております。外來が百三十円くらいです。

○滝井委員 いや、六百三十円というのは、結局一日それは投票、注射全部かけて六百三十円という意味じゃなく、入院料だけが六百三十円という意味でしょう。

○三治説明員 完全看護、完全給食で、そういふふうになっております。労災病院の方は寝具から何から一切労災病院持ちでございまして、患者個人が負担するものは全然ございません。

○滝井委員 そうしますと、それも健康保険より高いですね。

○三治説明員 先生のおっしゃっている点数より計算するといふと現実には高くなつております。

○滝井委員 それはどうして高くなるのですか。健康保険の患者でそれ以上のもを取ること、差額徴収で認められていない。これは今言つたように労災の五五・七％については、どういふ治療方式をとろうと、これは事業主負担で労災の会計から出ていくんだから問題はなし。問題があるのは、今言つた三六・八％の健康保険関係と七・五％のものなんです。問題はここなんです。公益性があるかないかというところは、健康保険よりか軽費の診療をしておれば、これらの病院というものは私は公的医療機関としての資格ありと認めます。しかしながらそれより高く取つておつて公的医療機関というならば、個人の私的医療機関が高くとつたらどういふことになるか。指定取り消しです。いずれあとで、保険局長が来たら聞きますが、指定取り消し。指定取り消しばかりではなくして、これはどういふことを許すことができない。ところが公的医療機関と銘を打つて、そして無税ですよ。今までは税金がかからないのです。私的の医療機関は税金がかかるんですよ。かかつて健康保険のワクの中でやらなければならぬという規定がある。ところが公的医療機関と銘を打つて税金のかからないものが一番最高で、健康保険で入院して取つているのが多分三十七点、じゃないかと思つて、こころあたり自信がありませんが、三十七点という五百二十五円五十銭、ところがそれを六百三十円取るということになれば、ここでも普通の健康保険以上のものを取つておる。実はこういふことは厚生年金にも済生会にもある。そしてそれらのものが全部公的医療機関として大道を歩んでおるといふのが日本の現状です。しかもそれらのものは大蔵省によつて無税の烙印を押されている。こういう実態というものは、私たちが社会正義のためにもやはり是正しなければならぬ。これは結局あるいは原因が大蔵省で予算を削るからこういふことになるのかもしれない。実態は最終的にはまたその責めは大蔵省に行くかもしれないが、この実態をよくやはり塩崎さんですか、知つてもらわなければならぬと思つて、その実態はどうですか。



○三治説明員 今先生のおっしゃったのは、ちょっと勘違いしておられるのだと思いますが、私の方で病院の実際の診療の収入を一人当りに直すと、そういふふうになっておるわけでございます。決してその金額を健康保険の患者から取っているとか、一般の生活保護の患者から取っているという事じゃございません。健康保険の患者は健康保険の支払い基金から受けておるだけのものしか受けておりませんし、それからそのほかのものは社会保険のものだけしか受けていないわけでありす。一人当りに患者の全部を直すと、そういふふうになるといふだけでございます。今具体的な健康保険の患者につきましては、私たちが調べている限りにおいては、個人負担は一つも取っていないはずでございます。労災の患者においても、そのほかにおいては、労災病院においては一銭も個人負担は、社会保険以外の個人のものとは別といたしまして、そういふようなものについては一人も取っていないはずでございます。従って、そういふふうな差額の問題は、結局私の方では、その不足額として、病院の経営委託費として二千七、八百万円出しておるわけでございます。それから、診療収入だけでまかなっているわけじゃないわけでございます。その点一つ誤解のないようにしていただきたいと思ひます。

○三治説明員 御説明の不十分な点があつたかと思ひますが、それは手術費とか物療の診療とか、そういふふうな医療診療なんか全部含まれてはいるのでございます。ただ入院で完全看護、完全給食だけでなくて、医療の給付が含まれた金額でございますので、若干前の説明不十分のところは訂正させていただきます。

○三治説明員 別に入院規程というものは、各病院では作っておるかもしれませんが、私の方として特別に規定はしておりません。それで一般の健康保険患者については、健康保険法に基いて支払われるものを受け取っているだけでございます。そのほか特別な措置はしていません。

○三治説明員 御説明の不十分な点があつたかと思ひますが、それは手術費とか物療の診療とか、そういふふうな医療診療なんか全部含まれてはいるのでございます。ただ入院で完全看護、完全給食だけでなくて、医療の給付が含まれた金額でございますので、若干前の説明不十分のところは訂正させていただきます。

○三治説明員 別に入院規程というものは、各病院では作っておるかもしれませんが、私の方として特別に規定はしておりません。それで一般の健康保険患者については、健康保険法に基いて支払われるものを受け取っているだけでございます。そのほか特別な措置はしていません。

○三治説明員 別に入院規程というものは、各病院では作っておるかもしれませんが、私の方として特別に規定はしておりません。それで一般の健康保険患者については、健康保険法に基いて支払われるものを受け取っているだけでございます。そのほか特別な措置はしていません。

○三治説明員 別に入院規程というものは、各病院では作っておるかもしれませんが、私の方として特別に規定はしておりません。それで一般の健康保険患者については、健康保険法に基いて支払われるものを受け取っているだけでございます。そのほか特別な措置はしていません。

○三治説明員 別に入院規程というものは、各病院では作っておるかもしれませんが、私の方として特別に規定はしておりません。それで一般の健康保険患者については、健康保険法に基いて支払われるものを受け取っているだけでございます。そのほか特別な措置はしていません。

○三治説明員 別に入院規程というものは、各病院では作っておるかもしれませんが、私の方として特別に規定はしておりません。それで一般の健康保険患者については、健康保険法に基いて支払われるものを受け取っているだけでございます。そのほか特別な措置はしていません。

○三治説明員 別に入院規程というものは、各病院では作っておるかもしれませんが、私の方として特別に規定はしておりません。それで一般の健康保険患者については、健康保険法に基いて支払われるものを受け取っているだけでございます。そのほか特別な措置はしていません。

○三治説明員 別に入院規程というものは、各病院では作っておるかもしれませんが、私の方として特別に規定はしておりません。それで一般の健康保険患者については、健康保険法に基いて支払われるものを受け取っているだけでございます。そのほか特別な措置はしていません。

○三治説明員 別に入院規程というものは、各病院では作っておるかもしれませんが、私の方として特別に規定はしておりません。それで一般の健康保険患者については、健康保険法に基いて支払われるものを受け取っているだけでございます。そのほか特別な措置はしていません。

○三治説明員 別に入院規程というものは、各病院では作っておるかもしれませんが、私の方として特別に規定はしておりません。それで一般の健康保険患者については、健康保険法に基いて支払われるものを受け取っているだけでございます。そのほか特別な措置はしていません。

益事業課税で経験したのでございますが、各地方々々の取扱いがまちまちでございまして、ある地方ではなかなか設立認可にならない、ある地方では簡単に設立認可される、従ってそこに課税の不公平が相当生じて問題になったような事例が多いように聞いております。

○滝井委員 他のもの一応除外をして、多分医療保健事業は都道府県知事が認可をする、すなわち都道府県知事に認可権の委譲をされておることは間違いないと聞かぬ。

○塩崎説明員 私的的確な回答はできませんので、これは厚生省の方にはつきりお尋ねしていただきたい。ただ私が聞いておりますのは、社会福祉法人につきましては厚生大臣の認可、民法の三十四条関係は知事の認可というふうなふうに聞いております。

○滝井委員 医務局長さん、来て早々ではなはだ申しわけございませんが、民法三十四条の公益法人のうちの医療事業を行う法人の設立の認可権は知事にあると思っておったのです。そして取り消しの権限は知事にはなくて厚生大臣にあつたように私は記憶しておるのです。その点今論議しておるんだが、どうも責任の帰趨が明確でない。問題はここから基準なんかが出て来ることになるので、それを御記憶になつておれば伺いたい。

○小澤政府委員 実はお尋ねの点私も資料がございませんので実ははつきりお答えすることができません。確かに認可権は知事にございます。教府県にわたりますよりな公益法人であればそれぞれ主管省で認可いたしますが、おそれ取り消しも厚生大臣が認可した

ものは厚生大臣であり、知事の認可したものは知事ではないかと思つております。この点私手元にも何も持っておりませんのでお答えいたしかねます。後日調べたお答えしたいと思います。

○滝井委員 そのらの論議がはつきりしてこないよ次の論議が進まぬので。あなたの御答弁でも多分知事の認可であつたと思つております。それから大蔵省の方も三十四条は多分地方長官であつた、こゝろのことでございますから、一応そういうことで論議を進めることとします。

今度この政令に出た医療保健事業を課税の対象にする、しかしその場合に大蔵大臣の指定したものを除く、こうなつておる。そうすると認可権は知事が持つておつた、これが公益法人だといつて知事が認定したにもかかわらず、今度大蔵大臣が勝手にこれは課税する、これは課税しない、こゝろのことになると、知事が認可をした当時に、非課税のものであるという認定のものにそれぞれのもは認可を受けて発足をしておるわけです。ところが大蔵大臣が知事にも相談せずその地方の実態というものも何も考慮せずには、厚生省だけと相談してやつた日には、これは大へんなことになると思つておるのです。問題はここなんです。

この点はどういふ工合に主税局の方はお考えになつておるのですか。  
○塩崎説明員 午前中にお答え申し上げましたように、指定基準につきましては現在鋭意検討中でございます。医療を行う各法人の数を調べておりましたが、資料も持つておりますが、このうちからどういふ基準で選び出すか、今

検討中でございます。ただ、大蔵大臣が勝手に指定して、当初非課税であつたと思つていたものが変わるということ、税法上の関係で、公益法人の実体には関係ないという考えを持つておられます。すでに各種公益法人で課税になつておるものはたくさんございますが、一方また非課税のものもございまして、公益法人のうちの収益事業部分だけをつかまえて課税しよう——これは税法上の負担の公平という見地から見たわけでございます。別途の目的を持つ公益法人をそれ自体を否定しようという気持はないわけでございます。

○滝井委員 民法三十四条の規定によつて設立したそれぞれの公益法人というものは、それぞれ定款をもつて學術の研究とか何の研究とか慈善とか宗教とかきまつておるわけなんです。それ、大蔵省で大臣の権限によつてこれを課税にするとか非課税にするとかいふ線を引くためには、県知事が許可した定款なりその事業の内容なりというものをケース・バイ・ケースで明確に把握しなければその選択はできないと思つておるのです。それを把握するためには、国税庁なり主税局において、三十四条関係は全国的に十分ケース・バイ・ケースについて調査されておるはずだと思つておるのです。

○塩崎説明員 医療を行います公益法人は、社団法人が五十五、財団法人が二百五十二、社会福祉法人が百三十八、学校法人が二十六、宗教法人が三十二、共済組合が十四、計五百十七、こゝろいふふうになつております。

○滝井委員 そろしますと、一番問題になるのは社団、財団、宗教、こゝろいふところですね。この法案を審議するに當つて、不幸なるかな労災協会というものが財団法人の中に入つておつた。従つて、線を引くときに、一つのものとして、厚生省所管の厚生団とか労災協会というものがやはり重要なポイントになつてくる。もしこれがあなたの方の線の引き方で課税だということになると——これは通るか通らぬかわからぬ。社会党は反対ですから通らぬかもしれない。そろしますと労災協会の運営の仕方が變つてこなければならぬ。収益事業ならば当然営利を目的にすることになる。そうすると、そこに入つておる患者の財政的なあるいは経済的な影響というものは非常に大きくなる。ケース・バイ・ケースでいかなければならぬので、ごめんどうですが、五百十七の名前だけでもこの法案が通るまでにわれわれの手元へ配付していただきたいと思つておるのです。それはできるでしよう。

○塩崎説明員 かしまりました。さつそく作りまして差し上げます。  
○龜山委員長代理 では、次回は明日午前十時より開会することといたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十五分散会  
〔参照〕  
引揚者給付金等支給法案（内閣提出）に関する報告書  
〔別冊附録に掲載〕

社会労働委員会議録第三十七号中正誤  
九頁、一段、八行の次に「○滝井委員」を加え、八行目「これでやめますが、」以下はこれに続くべきの誤。